

令和5年 北秋田市議会3月定例会提出事件

番 号	事件番号	事 件 名
1	議案第 2 号	北秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
2	議案第 3 号	北秋田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第 4 号	北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第 5 号	北秋田市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第 6 号	北秋田市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第 7 号	北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第 8 号	北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第 9 号	北秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第 10 号	北秋田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第 11 号	北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第 12 号	北秋田市合川地区における公共下水道の供用開始に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
12	議案第 13 号	北秋田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
13	議案第 14 号	北秋田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
14	議案第 15 号	令和4年度北秋田市一般会計補正予算（第10号）
15	議案第 16 号	令和4年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
16	議案第 17 号	令和4年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第4号）
17	議案第 18 号	令和4年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第4号）
18	議案第 19 号	令和4年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
19	議案第 20 号	令和4年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第4号）

20	議案第 21 号	令和 4 年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 4 号）
21	議案第 22 号	令和 4 年度北秋田市綴子財産区特別会計補正予算（第 1 号）
22	議案第 23 号	令和 4 年度北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第 2 号）
23	議案第 24 号	令和 4 年度北秋田市阿仁合財産区特別会計補正予算（第 2 号）
24	議案第 25 号	令和 4 年度北秋田市大阿仁財産区特別会計補正予算（第 1 号）
25	議案第 26 号	令和 4 年度北秋田市病院事業会計補正予算（第 2 号）
26	議案第 27 号	令和 5 年度北秋田市一般会計予算
27	議案第 28 号	令和 5 年度北秋田市国民健康保険特別会計予算
28	議案第 29 号	令和 5 年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計予算
29	議案第 30 号	令和 5 年度北秋田市介護保険特別会計予算
30	議案第 31 号	令和 5 年度北秋田市後期高齢者医療特別会計予算
31	議案第 32 号	令和 5 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計予算
32	議案第 33 号	令和 5 年度北秋田市立米内沢診療所特別会計予算
33	議案第 34 号	令和 5 年度北秋田市坊沢財産区特別会計予算
34	議案第 35 号	令和 5 年度北秋田市綴子財産区特別会計予算
35	議案第 36 号	令和 5 年度北秋田市栄財産区特別会計予算
36	議案第 37 号	令和 5 年度北秋田市沢口財産区特別会計予算
37	議案第 38 号	令和 5 年度北秋田市七日市財産区特別会計予算
38	議案第 39 号	令和 5 年度北秋田市米内沢財産区特別会計予算
39	議案第 40 号	令和 5 年度北秋田市前田財産区特別会計予算
40	議案第 41 号	令和 5 年度北秋田市阿仁合財産区特別会計予算
41	議案第 42 号	令和 5 年度北秋田市大阿仁財産区特別会計予算
42	議案第 43 号	令和 5 年度北秋田市病院事業会計予算
43	議案第 44 号	令和 5 年度北秋田市水道事業会計予算
44	議案第 45 号	令和 5 年度北秋田市下水道事業会計予算

45	議案第 46 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
46	議案第 47 号	北秋田市過疎地域持続的発展計画の変更について
47	議案第 48 号	北秋田市アグリハウスの指定管理者の指定について
48	報告第 1 号	専決処分の報告について（専決第 1 号 北秋田市立保育所を市外在住の保育に欠ける児童に使用させることについて）